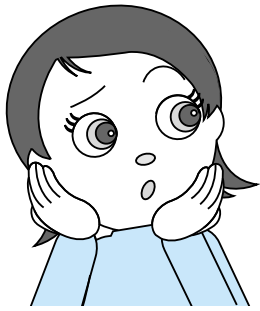


違法駐車を取り締まり・処分が強化されます！ ▶ 6月1日から ◀



どう変わるの？
違法駐車
取り締まり

放置駐車などの違法駐車は、交通の流れを損なうだけでなく、交通事故を誘発するなど、交通社会に大きな迷惑をかけています。

そこで、6月1日(木)から改正道路交通法が施行され、違法駐車を取り締まりが変わります。車両の使用者への責任追及が厳しくなるなど、放置駐車違反への規制が強化されます。

詳しくは田無警察署 ☎467・0110 へ。

悪質・危険、迷惑な違反を重点に、短時間の放置駐車も取り締まります

短時間駐車でも、そのような駐車が横行すれば、交通の大きな妨げとなるほか、事故の原因にもなります。駐車時間の長短にかかわらず、放置駐車違反の車両については、確認標章を取り付けることとします。確認標章が取り付けられた車両の運転者が出頭した場合には、反則金の納付書が交付されます。

放置駐車とは...

運転者が車両を離れて直ちに運転することができない状態にある違法駐車のこと



下記の路線、地域を重点に、取り締まり活動を推進！

田無警察署では、「違法駐車取り締まり活動方針」を定めて、短時間の放置駐車を取り締まりを行います。

ただし、違法駐車の状態、駐車苦情、交通事故の発生状況等を踏まえ、そのほかの場所においても必要に応じて違法駐車を取り締まりを行います。

重点 路線	主要地方道 15号	小金井街道	前沢三丁目10番先 ～ 前沢一丁目5番先所沢街道前沢交差点の間
	市道～都道 234号	新小金井街道	滝山五丁目3番先～野火止三丁目20番先の間
		前沢西東京線 (旧市役所通り)	新川町二丁目9番先落合橋～新川町一丁目5番先 ～幸町四丁目4番先小金井街道前沢宿の間
	市道	まろにえ富士見通り	本町一丁目3番先東久留米駅ロータリー ～中央町二丁目6番先中央公民館の間
	都道129号	滝山中央通り	前沢五丁目1番先小金井街道滝山東交差点 ～柳窪一丁目7番先の間
	市道	新所沢街道	前沢二丁目1番先 ～下里六丁目4番先東京多摩青果の間
重点 地域	重点路線(上記参照)周辺 東久留米駅を含む本町一～四丁目、東本町、新川町一丁目およびその周辺		

警察官以外に、民間の駐車監視員も
放置駐車違反の確認を行います

都内では12区43署(以後
順次拡大予定)において、確
認事務の民間委託が行われ
ます。警察官以外に民間の駐
車監視員も巡回し、放置駐車
違反の車両を確認した場合
は、その車両に確認標章を取
り付けることとなります。



車両の所有者などを対象とした 放置違反金制度が導入！ 常習違反者には使用制限命令！

放置駐車違反が確認された車両について、運転者が反則金を納付しない場合などには、その車両の所有者などに対して、放置違反金(反則金と同額)の納付が命ぜられます。さらに、放置違反金納付命令を繰り返し受けた場合、一定期間、車両の使用制限命令がかけられます。以前は放置駐車違反を繰り返す使用者に、まず改善の「指示」を与え、指示後の1年間に違法駐車を繰り返した場合に使用制限処分が行われていたが、今後は「指示」よりも、より迅速に使用者への処分が行われます。

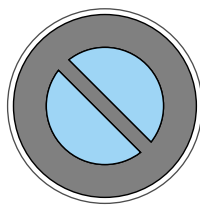


車両の所有者とは...

法律上は、車両を使用する権限を有し、車両の運行を支配、管理する「車両の使用者」のこと

放置違反金を納付しないと 車検が受けられなくなります

放置違反金を滞納して公安委員会から督促を受けた方は、滞納処分による強制徴収の対象となります。
また、放置違反金が納付されなければ、車検手続きが完了できなくなります。



駐車違反
しなりのせなりの街の声